

## **PwC Tax Insight (No.08/2017)**

### 召喚状発行期限に関するルーリング

**Issue 23 March 2017**



歳入法典第 19 条に定められた召喚状の発行期限に関する税務ルーリング no.41/2560 が発効しました。

特別な規定がある場合を除き、歳入法典第19条により、虚偽、または不正な税務申告を行ったと判断するに足る理由がある納税者に対し、税務申告書の提出日から2年以内に召喚状を発行する権限が税務調査官に与えられています。納税者は調査に応じ、会計記録、関連文書、証拠書類を提出することが求められます。ただし、納税者が意図的に脱税を行った証拠や、そう推定するに足る理由がある場合は、歳入局長官は召喚状を発行する期限を申告書提出日から最長5年まで延長することができます。

一方、歳入法典第3条の8第2項には、財務大臣が認めた場合には、歳入法典に定める全ての期限を延長もしくは繰り延べすることができると規定されています。

そのため、歳入局は租税委員会に対し、税務申告書の提出後2~5年以内に召喚状を発行しなかったケースについて、歳入法典第3条の8第2項に基づいて財務大臣が召喚状を発行する期限を延長することが可能か否かの税務ルーリングを求めました。

租税委員会は、申告書提出後に歳入局が召喚状を発行できる期限と、それを歳入局長官が延長できる期限を詳細に定めたものが歳入法典第19条であるとし、同法第3条の8第2項は一般規定に過ぎず、同法第19条が

定める召喚状発行期限およびその延長に適用することはできないとした税務ルーリングno.41/2560を発行し、2017年3月21日に発効しました。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers  
(Tel) 0 2344 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2344 1157/Mobile:08 18220338) [atsushi.uozumi@th.pwc.com](mailto:atsushi.uozumi@th.pwc.com)

武部 純 (0 2344 1209/Mobile:08 48747425) [jun.takebe@th.pwc.com](mailto:jun.takebe@th.pwc.com)

桑木 愛子(0 2344 1186/Mobile:08 18633101) [aiko.kuwaki@th.pwc.com](mailto:aiko.kuwaki@th.pwc.com)

熊崎 裕之(0 2344 1269/Mobile:08 845554601) [kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com](mailto:kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com)

名賀石 樹 (0 2344 1366/Mobile:09 2249 0014) [tatsuki.nakaishi@th.pwc.com](mailto:tatsuki.nakaishi@th.pwc.com)

山本 真弓(0 2344 1380/Mobile:09 8481 0385) [mayumi.yamamoto@th.pwc.com](mailto:mayumi.yamamoto@th.pwc.com)

松下駿太郎(0 2344 1466/Mobile:09 82821372) [matsushita.shuntaro@th.pwc.com](mailto:matsushita.shuntaro@th.pwc.com)

\* このレポートは、タイ国における法令等の改正動向等を弊事務所のお客様向けにお知らせするため発行されたものであり、一般情報の提供を主たる目的としていますので、貴社の個別ケースに対する専門的アドバイスとして、ご利用頂けない場合がございますのであらかじめご了承下さい。また、このレポートの全部又は一部を、弊事務所の許可なく転用することはご遠慮頂くようお願い申し上げます。ご不明の点につきましては、弊事務所(電話番号 : (662) 788-0000)までお問い合わせ下さい。